

# 宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成25年10月7日(月) 午前8時10分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について  
**日程第2** 会期について  
**日程第3** 報告第8号 専決事項の報告について  
**日程第4** 議案第16号 教育財産の用途廃止について  
**日程第5** 選挙第1号 宇治市教育委員会委員長の選挙について  
**日程第6** 選挙第2号 宇治市教育委員会委員長職務代理者の指定について  
**日程第7** 議案第17号 宇治市教育委員会教育長の任命について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	中 筋 斉 子
委 員	久 富 明 宏
委 員	金 丸 公 一
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 谷 俊 哉	次長(兼教育総務課長)	村 田 匡 子
教育改革推進室長(兼教育指導課長)	山 下 一 也	学校教育課長	上 道 貴 志
青少年課長	小 田 光 雄		

(書記職員職氏名)

教育総務課庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-----------	---------	---------	---------

**開 会** (午前8時10分)

○**開会宣言** 委員長が10月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、久富委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告第8号 専決事項の報告について

[説 明] 本報告は、専決第9号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第9号「宇治市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、9月24日付で専決処分したものである。

宇治市青少年指導センター運営協議会委員は、青少年指導センターの円滑かつ効率的な運営を図るため、『宇治市青少年指導センター運営協議会設置規則』に基づき設置・運営されているもので、委員の任期は平成25年10月1日から1年間である。

[質 疑] なし

[討 論] なし

○**日程第4** 議案第16号 教育財産の用途廃止について

[説 明] 本議案は、宇治中学校敷地内の2筆の教育財産を普通財産へ移管するため、用途廃止を行うものである。

当該土地は防球ネットの外側に位置し、今後教育目的で利用計画のないものである。今般、開発行為に伴う排水整備を目的として開発業者より土地交換の申し出があり、これに応じるべく教育財産の用途廃止を行うものである。なお、土地交換により開発業者から取得する土地については、同程度の面積であり、学校敷地面積の減少はない。

[質 疑]

[委 員] 交換する土地は、面積としてほぼ同程度と解しているのか。

[事務局] 今回用途廃止する土地の面積は36平方メートル、今後用地交換により取得予定の土地の面積は36.14平方メートルであり、ほぼ同程度である。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第5** 選挙第1号 宇治市教育委員会委員長の選挙について

[説 明] 本選挙は、宇治市教育委員会委員長の任期が平成25年10月7日に満了することに伴い、平成25年10月8日から平成26年10月7日までの委員長を新たに選任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、委員長の選挙を行うものである。なお、選挙の方法は宇治市教育委員会通則第5条第1項の規定に基づき、投票により行うこととする。

投票の結果、西野委員が4票、白票が1票であり、委員長として西野委員が再任された。

○**日程第6** 選挙第2号 宇治市教育委員会委員長職務代理者の指定について

[説 明] 本選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、平成25年10月8日から平成26年10月7日までの宇治市教育委員会委員長職務代理者を新たに指定するものである。委員長職務代理者については、宇治市教育委員会通則第6条第2項の規定により、委員長選挙の都度、委員長の選挙に準じ選挙により指定することとなっている。

投票の結果、金丸委員が4票、白票が1票であり、委員長より委員長職務代理者として金丸委員が指定された。

○**日程第7** 議案第17号 宇治市教育委員会教育長の任命について

委員長より、本件は教育長 石田肇氏の一身上に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により退席を求める旨の説明があり、石田教育長が退席する。

[説 明] 本議案は、宇治市教育委員会教育長の任期が平成25年10月11日に満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定に基づき、現教育長 石田肇氏を任命するにあたり提案するものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 委員長が10月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

**閉 会** (午前8時25分)